

●香川県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年10月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木牟礼線（38号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市牟礼町原649番1地先 から 高松市牟礼町原648番1地先 まで	18.0~24.5	5	平成3年香川県告示第355号で変更した区域の一部及び平成19年香川県告示第408号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成19年10月5日